

## 6 佐藤英行議員

- 1 岩内町地域おこし協力隊の地域農業支援員が担い手として定住するための支援は
- 2 町営住宅跡地の安全、衛生、美観の保持を
- 3 岩内高校に美術に特化した学科創設を



### 1 岩内町地域おこし協力隊の地域農業支援員が担い手として定住するための支援は

本年3月議会で本年岩内町地域おこし協力隊として地域農業支援員を募集し、地域ブランド産品開発支援事業でホップ、ホワイトアスパラガス、酒米の栽培を計画とあり、既に栽培に入っていることと思います。当町の農業の現状を伺います。

岩内町の農地面積は。栽培している作物とその面積は。遊休農地の面積は。専業農家と第1種兼業農家及び第2種兼業農家の戸数は。また後継者の有無は。

岩内町だけが有する歴史的ストーリーを取り込み、付加価値の高い商品開発を、ホップ、ホワイトアスパラガス、酒米の栽培を二次産業、三次産業へと発展させるためには、一定規模の栽培面積が必要になります。どのように一定規模の栽培面積を確保するのか。

任期中、圃場や資材、農機具等は農業者が所有するものを使用していくとのことですが、地域おこし協力隊としての地域農業支援員の任期は最長3年です。任期終了後、農業の担い手となるためには、いつまでも農業者の所有する圃場や資材、農機具を使用とならないだろうと思います。後継者として定住し、将来的に栽培規模拡大を目指していくのであれば、任期終了後、地域農業の担い手となるためにどのような支援を考えているのか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、当町の農業の現状についてであります。

当町における農地面積は、令和3年3月現在で348ヘクタール。

栽培している主な作物及び面積は、令和3年産で、水稻が86.7ヘクタールで作付面積の60%。飼料作物である牧草は42.4ヘクタールで作付面積の29%。麦は11.9ヘクタールで作付面積の8%。

遊休農地面積は1.23ヘクタール。そのほかは不作付け地であります。

また、2015農林業センサスにおける農家戸数の内訳については、酪農家を含め、専業農家が35戸、第1種兼業農家が3戸、第2種兼業農家が4戸となっており、後継者の有無については、現時点では3戸の農家で後継者がいることを把握しております。

2 項めは、どのように一定規模の栽培面積を確保するのかについてであります。

本年度から実施いたします、地域ブランド産品開発支援事業は、自然、歴史、文化、食など多くの魅力ある資源を効果的に活用し、付加価値の高い商品開発による地域価値の底上げを図るため、ストーリー性を有するホップやホワイトアスパラガスを中心とした農作物の栽培に着手し、将来を担うブランド構築に向けた実証事業を展開するもので、これらの作物を栽培する農業者等に対する補助をはじめ、栽培機能向上を目的とした調査・研究を行うものであります。

こうした新たな農作物の試験栽培にあたっては、これまでも農業関係者の方々と協議をする中で、試験栽培においては、農業者の圃場や資材、農機具を借用し栽培することが望ましく、町がこれに対する対価を支払う仕組みが効率的であると判断し、スタートいたしました。

今後は、数年の試験栽培を経て、作物の収穫量、品質、資材費用、販売先や価格などの農業経営に必要な基礎的要件が明らかになり、これにより農業経営として本格栽培への可能性の評価につながるものと考えておりますので、この評価時に、経営規模に見合う必要な栽培面積の想定ができるものと考えております。

なお、新規就農者などが一定規模の栽培面積を確保するためには、これまでも農業者が規模を拡大する場合などに行っている、農業委員会による農地の斡旋などにより、離農者農地や不作付農地などの確保が可能となります。

3 項めは、任期終了後、地域農業の担い手となるためにどのような支援を考えているのかについてであります。

本年9月1日付け、地域おこし協力隊員として、農業を目指す若者1名が東京都から本町に移住して参りました。

本隊員は、全国の数ある自治体のうち、岩内町を選定し移住したところであり、農業経験は皆無なもの、農業者としての将来ビジョンを描き、大きな夢を抱いております。

現在は、着任したばかりであることから、農業者や酪農者宅を町職員が同行し挨拶に上がり、本町の農業現場を見て回っている状況にあり、農業者の方には、地域おこし協力隊の趣旨と本隊員の目標などを説明する中で、農業技術習得のための研修の受け入れなどを要請したところ、快く協力し、迎え入れるとの回答を得たところであります。

今後は、秋の収穫作業の手伝いを行うなど、地域農業支援員としての一步を

踏み出すこととなりますが、任期3年間で様々な農業体験を積む中で、任期終了後にはこの地で地域農業の担い手になれるよう、町といたしましても、農業者等とも連携した支援をして参ります。

## < 再 質 問 >

農地面積 348ヘクタール中、作物栽培面積がその40%の141ヘクタールとのことであります。

これからの農業者の年齢を考えますと、農地の荒廃が進んでいくことが危惧されます。また、後継者が3名という現実もあります。その意味では担い手の育成は急務であると言わざるを得ません。

ホップやホワイトアスパラガスは栽培成果が出るまでに約3年かかると言われています。また、酒米においても醸造後の販路の問題があります。地域農業の担い手となるためには、生活の基盤があることが前提となります。

岩内町地域おこし協力隊としての農業支援員の任期は3年です。地域ブランド産品開発支援事業のなかで生活の基礎を作り、地域農業の担い手となることは困難だと感じております。

せっかく大きな夢を抱いて当町に移住してきましたので、先程答弁をいただきました支援内容では不十分と思います。もう少し踏み込んだ具体的な支援を考えてはどうか。

**【答 弁】**

**町 長：**

本協力隊員は、農業者としての将来ビジョンを描き、大きな夢を抱いて岩内町に移住して参りました。

今後は、本人と町及び育成支援委託業者、農業関係者による協議のもと、3年間の活動計画を立てて活動を開始することになります。

したがいまして、任期終了後の作付け作物については、地域産品にとらわれず、地域農業の担い手になれるよう、町といたしましても、関係機関と連携し、活動計画に沿った支援をして参ります。

## 2 町営住宅跡地の安全、衛生、美観の保持を

岩内町営住宅条例、良好な居住環境の確保、第3条の4、町公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない、とあります。

住み替えを終わった町営住宅、除却をした町営住宅跡地に、雑草が生い茂り柳の木も生えており、それが年々密になってきています。また、ネズミの発生や害虫の発生、ところによりキツネを見かけることもあります。

付近の住民が道路に面している部分の雑草を刈っているところもありますが、用途が終わったからと言って、岩内町がその跡地の安全、衛生、美観を考慮しなくてもいいということにはなりません。岩内町民が住み続けていくために、良好な住環境を整えるべく方策を取っていくべきだと考えます。

住み替えを終わって居住していない町営住宅の場所と棟数は。

除却後跡地になっている場所とその面積は。

跡地利用が決まっているところは。またその使用内容は。

今後跡地利用をどのように考えているのか。

跡地の安全・衛生・美観を考え、年に数度草刈りなどは実施しているのか。実施していないとすれば、周りの住環境も考え定期的に草刈りを実施すべきではないのか。

また、今後の有効活用や売却等を考えた場合、跡地に岩内町有地の看板を立てたらどうか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、住み替えが終了し居住していない町営住宅の場所と棟数についてであります。

令和3年4月1日現在の場所と棟数になりますが、簡易耐火構造二階建ての団地では、みどりヶ丘団地18棟、東相生団地8棟、相生団地11棟、簡易耐火構造平屋建ての団地では、東宮園団地4棟、島野B団地13棟の、合計54棟であります。

2 項めの町営住宅跡地の場所と面積についてと、3 項めの跡地利用が決まっているところと、その使用内容については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

現在、除却が完了し更地となっている町営住宅跡地は、栄地区の旧栄団地5, 295㎡。相生地区の旧相生団地及び東相生団地改良の合わせて1万9, 457㎡。宮園地区の旧西宮園団地1万4, 106㎡。野東地区の旧島野A団地及び旧島野B団地改良、旧島野D団地、旧島野団地の合わせて、1万5, 350㎡。合計で5万4, 208㎡となっております。

また、計画的に除却工事を行っている町営住宅の跡地利用につきましては、東山地区の旧みどりヶ丘団地除却後の一部は、新保育所の建設場所として活用することが決定しておりますが、残る町営住宅跡地につきましては、現時点で活用予定が立っておらず、多くが普通財産として管理している状況にあります。

4 項めは、今後の跡地利用についてであります。

団地跡地等の活用の基本的な考え方につきましては、令和2年4月に策定した岩内町町営住宅団地跡地等活用基本方針において、資産の有効活用という観点から、まずは町の各種計画などとの整合性に留意し、町の事業による活用の可能性を判断したうえで、それぞれの団地跡地等の個別活用方針を設定しています。その中で、町の事業による活用の予定が見込まれず、町として保有する必要性の低い団地跡地等については、積極的に民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ることを活用方針に位置付けております。

このためには、こうした団地跡地等の活用方針に関する情報を町内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用に関する透明性の確保と、民間事業者等による活用の拡大が期待されるため、引き続き未利用・低利用の状態の解消に向け、取り組んで参りたいと考えております。

5 項めの、町営住宅跡地における草刈りの実施状況についてと、6 項めの草刈りを実施していない場合の今後の対応については、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

現在、町が保有する町営住宅跡地の管理については、定期的な見回りによる現状確認を行い、年に数回に分け、可能な範囲で草刈り等による対応をしているところではありますが、他の普通財産と合わせたこれらの全ての土地の状態を定期的に、かつ、完全に管理することは、人数的にも時間的にも現実として難しい実情があるものと認識しております。

しかしながら、町有地を適正に管理することは町の責務であり、管理が疎かになり、放置される状況は回避しなければならないことから、町では、平成30年度から令和2年度にかけて、職員に刈払機取扱作業講習を受講させ、草刈り業務に従事できる職員を現在まで40名近く確保するなど、公共施設や町有地の管理体制を強化しているところであります。

したがいまして、今後は現地確認の頻度も増やししながら、除草が必要な箇所  
の選定を随時行っていくとともに、全庁的かつ計画的な作業日程と必要な人員  
を確保しながら、可能な範囲で除草作業を実施して参りたいと考えており、公  
衆衛生上の問題や町民の方々の生活環境、また防犯上での影響等が生じないよ  
う、近隣住民の方々へも十分配慮しながら、町営住宅跡地の適切な維持管理に  
努めて参ります。

7項めは、町営住宅跡地への看板の設置についてであります。

町営住宅跡地を含めた町有地の売却などの未利用財産の処分については、こ  
れまでの財産の保有・管理から、今後は財産の活用・経営へと、行政運営の転  
換が必要な時期になりつつあると考えられ、町においても、未利用財産の有効  
活用と町の収入確保を目的として、昨年度から大浜地区や高台地区等において  
一般競争入札による売却を行っております。

その入札の周知方法といたしましては、町の広報紙やホームページへの掲載  
等のほか、入札参加受付期間中に現地での看板設置を行うなど、広く入札参加  
を呼びかけてきたところでありますが、これまでの入札実施におきましては、  
一般競争入札への応募がなく、入札が未執行となった事例もあるところであり  
ます。

こうしたことから、今後におきましては、入札時の看板設置だけでなく、未  
利用財産のホームページでの掲載や、空き地が町有地である旨の表示など、周  
知方法をより一層充実させるとともに、町内の不動産会社からも情報を収集す  
るなど、未利用となっている町有地の売却等に向けた取組を進めて参ります。



## < 再 質 問 >

雑草に覆われて不衛生、景観も悪いと、町民から町有地の管理の不行き届きとの批判も出ております。

今後は現地確認の頻度も増しながら、除草が必要な箇所の選定を随時行っていくとともに、全庁的、計画的な作業日程と必要な人員を確保しながら、可能な範囲で除草作業を実施との答弁ですが、これは作業をしていない当該地を年内に草刈り作業を実施するということによろしいのでしょうか。また、どこの部署が責任を持って草刈り作業をするのですか。

財産の活用・経営へと向かうことの必要性があるとありますが、それではなお、除草を実施をして看板を設置し、衆人がみて町有地であることを認識できる看板の設置を考えるべきではないのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、除草作業は年内に実施するのかについてであります。

団地跡地の除草作業については、例年6月から9月ぐらいを目処に、未利用地の除草作業を担当係において実施しているところではありますが、本年度においても9月中に可能な範囲で除草作業を実施する予定となっております。

2 項めは、どこの部署が責任を持って草刈り作業をするのかについてであります。

普通財産につきましては、企画財政課が所管となることから、団地跡地等の除草作業等については、企画財政課が主となり業務に従事できる職員の動員など、全庁的な体制のもと対応していくこととし、また、行政財産については、各所管が中心となり作業することになります。

3 項めは、町有地であることを認識できる看板の設置を考えるべきではないかについてであります。

町有地については、町内の中心部のみならず、郊外にも多数存在することから、全てに看板を設置することは現実的ではなく、土地の売却等について、処分方針が決定したものから、優先的に看板等を設置するものとし、合わせて、町の広報紙やホームページへの掲載など積極的な周知に努めて参ります。

### 3 岩内高校に美術に特化した学科創設を

毎年度北海道教育委員会が策定している公立高等学校配置計画は、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とし、中学卒業生数の状況を踏まえて、今後3年間の具体的な配置計画と、その後の4年間の見通しを示しています。

岩内高等学校は岩内地域唯一の公立高校で、普通科の募集学級が2020年度、2021年度は普通科1学級減の2学級であったものが、来年2022年度の普通科募集学級が3学級になり、ひとまずほっとしているところでもあります。

岩内高等学校は昨年開校100年の節目の年をむかえ、これまで多くの卒業生を世に送り出し、各界で活躍をしております。岩内高校は北海道教育委員会の管轄かもしれませんが、岩内町にとって、岩内高校及び高校生の存在は、岩内町に活性化をもたらします。近隣町村の中学卒業生数が高校配置に大きく影響し、また、管外へ進学する生徒も増えていると聞いております。

過去3年間の岩内地域中学卒業生数と岩内高校の定員数と入学者数は。また、この卒業生が岩内高校へ進学した率は。

現在の岩内高校の学年、科ごとの定員と生徒数は。

今後3年間の高校配置計画にかかる岩内地域中学卒業生の人数は。

また、その後4年間の岩内地域中学卒業生数の見通しは。

今年、岩内町の支援を得て、絵の町・岩内賑わい創出事業として、NPO法人岩内美術振興協会により、絵の町・岩内一まちなか美術館が実施されました。町内商店街の協力を得て、各商店に岩内絵画教室の生徒の作品を展示したものです。

岩内絵画教室は平成26年より、岩内高校美術部顧問であった先生を講師に、こどもの部4歳から小学6年生、一般の部中学生以上の2部として、前期後期合わせて、これまでにこどもの部555人、一般の部460人、計延べ1,015人の方が参加しております。岩内町内の参加者のみならず、仁木町、ニセコ町、倶知安町、赤井川村などからも参加しております。木田金次郎美術館では、岩内美術協会、岩内高校美術部、一中・二中の美術部の作品展、また、岩内高校美術部卒業生の仲間たち展、後志管内の小中学生のふるさとこども美術展などを実施しており、他町村に比べ美術が盛んな町であります。岩内高校美術部は全道でもレベルが高く、各応募展にも多く入賞しています。

美術科を有する高校としては、村立北海道おといねっふ美術工芸高校、私立札幌大谷高校美術科などがあります。北海道立として美術科を有する高校はないと認識しております。おといねっふ高校においては在校生のほぼ全員が村外からの生徒です。

今後の岩内高校の入学生減を見越して、美術に特化した科を設けることを北海道教育委員会に要請、進言してはどうか。所見を伺います。

**【答 弁】**  
**教 育 長：**

1 項めは、過去 3 年の岩宇地域中学卒業生数、岩内高校入学者数などについてであります。

岩宇地域中学卒業生数は、平成 30 年度 171 名、令和元年度 141 名、令和 2 年度 143 名。

岩内高校の募集定員数は、普通科 120 名、商業科 40 名で、過去 3 年変わっておりません。

岩内高校の入学者数は、平成 30 年度 85 名、令和元年度 79 名、令和 2 年度 77 名。

岩宇地域中学卒業生が岩内高校に入学した比率は、平成 30 年度 57.3%、令和元年度 58.2%、令和 2 年度 59.4% であります。

2 項めは、現在の岩内高校の科ごとの定員と生徒数についてであります。

岩内高校の科ごとの定員と生徒数は、1 年生普通科定員 80 名に対し 77 名、商業科定員 40 名に対し 8 名、2 年生普通科定員 80 名に対し 78 名、商業科定員 40 名に対し 2 名、3 年生普通科定員 120 名に対し 85 名、商業科定員 40 名に対し 13 名。1 年生から 3 年生まで、合計 263 名と伺っております。

3 項めは、今後 3 年間の高校配置計画に係る岩宇地域中学卒業生数についてであります。

今後 3 年間の岩宇地域中学卒業生数は、令和 3 年度 141 名、令和 4 年度 139 名、令和 5 年度 145 名であります。

4 項めは、その後 4 年間の岩宇地域中学卒業生数の見通しについてであります。

令和 6 年度から令和 9 年度の岩宇地域中学卒業生数につきましては、高校配置計画での人数になりますが、令和 7 年度が 158 名と現在より多くなるものの、その他は減少傾向となる見通しであります。

5 項めは、岩内高校に美術に特化した科の創設を北海道教育委員会に要請、進言してはどうかについてであります。

公立高等学校配置の基本的な考え方は、中学校卒業生数の増減に適切に対応し、教育水準の維持向上などを図る観点から、地域の実情、私立高校の配置状況等を考慮しながら、定員の調整や学校の再編整備等を行う。また、生徒の多様な学習ニーズなどに対応するため、多様なタイプの高校づくり等を推進するとなっております。

岩内町は、古くから美術の盛んな町であり、現在も岩内高校を含め、町内各学校での美術活動や絵画教室、さらに、岩内町出身の方などが活躍されております。町内に官民の 2 つの美術館もあり、こうした地域の特徴は町の大きな魅力であり、岩内高校に美術に特化した科を創設することは、岩内町及び岩内高校の魅力化向上に有効な手法の 1 つであると考えられます。

総合振興計画の基本施策においては、高等教育の充実及び地域の担い手育成の推進を掲げ、岩内高校との連携、魅力ある高等教育の推進、地域におけるグローバル人材の育成を施策項目としており、目標である、人を育むまちづくりの実現に向けての重要な位置を占めております。

したがって、現在設置されている普通科、商業科の存在価値を高め、生徒から選ばれる、魅力ある学校となるよう、岩内高校、各小中学校、経済団体、後志教育局などの関係機関と情報の共有、連携を深めて参りたいと考えており

ます。

その過程の中で、美術に特化した科については、入学者の確保、町外からの入学者を受け入れるための環境整備など、多くの課題も想定されることから、まずは、その可能性を含め協議して参ります。

いずれにいたしましても、これからの社会、経済の変化を見据え、産業や地域の暮らしを支え、時代や地域のニーズに合致した人材の育成に取り組んで参ります。

## < 再 質 問 >

中学卒業生数や管外進学を考えると、ここ数年はいいとしても、その後は岩内高校進学者の減少は避けて通ることはできないと思います。

本定例会において議案となっております、令和3年度～令和7年度までの岩内町過疎地域持続的発展市町村計画において、本町をはじめ、全道的な中学校卒業生の減少により、各地で学校の再編整備等が進められているところであり、地域の高等学校教育への影響が懸念されます。道立岩内高等学校は、普通科の単位制導入や道立共和高校の募集停止等、これまでも増して、岩内地域唯一の高等学校として非常に重要な役目を担います。こうしたことから、地域で生徒に負担なく高等学校教育を受けられる環境を創出し、保護者の負担を増加させないためにも、高等学校教育の場の確保、充実に向け、北海道教育委員会へ働きかけることが必要となっておりますと述べ、卒業生の減少に伴う教育の場の確保と充実に危惧を示しております。

音威子府村には木彫刻家砂澤ビッキがアトリエを構え制作活動をしていたというベースがあり、岩内町は中央画壇にも属さず孤高の画家と言われている木田金次郎が終生岩内町で制作活動をした町です。

美術に特化した科については、入学者の確保、町外からの入学者を受け入れるための環境整備など多くの課題も想定されることから、まず、その可能性を含めて協議することとなりますが、一朝一夕に進むとは思っていません。しかし、岩内高校の将来を見据え、美術科創設に向けた粘り強く働きかけていくことが必要です。岩内町として課題の抽出、解決方法を経て、美術科創設を可能にしていくんだとの強い考えでいくべきだと考えます。今後、具体的にはどのように協議を進めていくかお伺いします。

**【答 弁】**

**教 育 長：**

岩内高校への美術科創設に向けて、具体的にどのような協議を進めていくのかについてであります。現在設置されている普通科、商業科の存在価値を高め、生徒から選ばれる魅力ある学校となるよう、岩内高校としても様々な場面で協議・検討が進められております。

また、これからの社会経済の変化を見据えた、地域のニーズに合った人材の育成が求められており、美術科に限らず地域に見合った他の科の新設も考えられるところであります。

魅力ある高校とは、生徒や学校地域の実態を踏まえ、地域と連携して社会の変化や、生徒の多様なニーズに対応した教育活動を展開することにより、生徒の自己実現に寄与することができる高校づくりを推進し、生徒から選ばれる学校になることと考えます。

このような高校づくりを目指し、将来的には岩内高校の存続にも関わる問題であることから、岩内高校を含めた岩内町の関係する団体に対し、教育委員会としても主体的・積極的に協議して参ります。